

(仮称) 神栖特別支援学校新築工事基本・実施設計 公募型プロポーザル方式に関する公示

公募方式による建築関連業務共同企業体（以下「JV」という。）プロポーザルについて次のとおり公示する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成のうえ提出されたい。

令和5年10月10日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部局

〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県土木部営繕課
電話029-301-4556
E-mail: eizen-a1@pref.ibaraki.lg.jp

2 業務内容等

- (1) 業務名 第05-12-137-0-091号
(仮称) 神栖特別支援学校新築工事基本・実施設計委託
- (2) 業務内容 校舎約6,400㎡、体育館約800㎡の新築（外構整備を含む）
に係る基本・実施設計業務
- (3) 履行期限 令和6年1月中旬～令和7年1月下旬を予定

3 プロポーザルの提出者に要求される資格（JV結成）要件

建築設計事務所2者により構成されるJVで、次の結成要件を満足すること。
なお、JVの結成が直ちにプロポーザル提出者決定につながるものではない。

- (1) 構成員の出資比率は、下限30%以上であり、代表構成員の出資比率は最大であること。
- (2) 全ての構成員に必要な資格は次のとおりである。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
 - ② 茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第474号）に基づき、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けている者であること。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の再認定をした者を除く）。

- ④ 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であり、その事務所所在地が茨城県内であること。

(3) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。

- ① 本業務に配置を予定する管理技術者又は建築分野の主任担当技術者が、平成 15 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に次の設計業務を実施した実績（基本設計のみの場合を除く。）を有すること。

設計業務：延べ面積 3,600 m²以上の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の新築、増築又は改築（増築の場合は、当該増築面積が 3,600 m²以上のものに限る。）の設計業務

- ② 令和 5・6 年度茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に記載された一級建築士の数が 2 人以上であり、かつ、建築士事務所年間平均実績高が構成員中最大であること。

4 提出期限

(1) 参加表明書の提出日

提出日：令和 5 年 10 月 23 日（月） 16 時必着

(2) プロポーザルの提出期限

提出期限：令和 5 年 11 月 28 日（火）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条に規定する県の休日を除く）

受付時間：9 時から 16 時まで（正午から 13 時までを除く）

5 その他

詳細はプロポーザル方式の説明書による。

説明書は、茨城県土木部営繕課ホームページにおいて掲示する。

(URL：<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/eizen/index.html>)

また、茨城県公共事業情報センター（※ 1）に備え置き閲覧に供するとともに、必要に応じ実費を徴して交付する。

※ 1 茨城県公共事業情報センター

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6 茨城県庁舎行政棟 1 階